

装官人第5900号
令和5年3月31日
一部改正 装官人第6345号
令和7年3月31日

長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官 殿
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各部長
施設等機関の長

防衛装備庁長官
(公印省略)

防衛装備庁に勤務する自衛隊法施行規則第44条第5項若しくは第6項又は自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令第9条第3項若しくは第6項適用隊員の勤務時間等に関する取扱いについて（通知）

標記について、別添のとおり制定されたので、この旨管下の職員に周知せられ、この実施に遺漏のないよう期せられたい

標記について、自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第43号）第13条及び自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第65号）第19条の規定に基づき、別紙のとおり定め、令和5年4月1日から実施することとしたので通知する。

なお、防衛装備庁に勤務する自衛隊法施行規則第44条第5項若しくは第6項又は自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令第9条第3項若しくは第6項適用隊員の勤務時間等に関する取扱いについて（装官人第5568号。28. 3. 31）は、令和5年3月31日をもって廃止する。

添付書類：別紙

防衛装備庁に勤務する自衛隊法施行規則第44条第5項又は自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令第9条第4項適用隊員の勤務時間等に関する取扱い

(勤務時間の割振り等)

第1 自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号。以下「規則」という。）第44条第5項又は自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第65号。以下「自衛官訓令」という。）第9条第4項適用隊員に係る勤務時間の割振り又は日課の定め（以下「フレックスタイム制適用隊員」という。）については、規則、自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第43号。以下「事務官等訓令」という。）、自衛官訓令等の規定に基づき、防衛装備庁に勤務する隊員の勤務時間及び休暇の細部実施について（装官人第46号。27. 10. 1）第1第1項に規定する所属長が行うものとする。

(最短勤務時間数及びコアタイム)

第2 フレックスタイム制適用隊員の最短勤務時間については、別表の隊員区分に応じそれぞれ同表の1日の最短勤務時間数の欄に掲げる時間とする。

2 フレックスタイム制適用隊員のコアタイムについては、別表の隊員区分に応じそれぞれ同表の1日のコアタイムの欄に掲げる時間とする。

(標準勤務時間及び標準休憩時間)

第3 フレックス制による勤務時間の割振り又は日課の定め等の基準等について（防人計第7492号。5. 3. 31。以下「人事教育局長通知」という。）の第1第5項第2号に規定する標準勤務時間は、午前9時30分から午後6時15分までとする。

2 人事教育局長通知第1第9項第5号に規定する標準休憩時間は、正午から午後1時までとする。

(休憩時間)

第4 フレックスタイム制適用隊員の月曜日から金曜日までの間の休憩時間については、別表の隊員区分に応じ、それぞれの同表の休憩時間の欄に掲げる時間とする。

(申告等の手続)

第5 規則第44条第5項又は自衛官訓令第9条第4項の適用を受けようとする隊員は、人事教育局長通知別紙第1から別紙第5に定める申告・割振り簿等により、規則第44条第5項又は自衛官訓令第9条第4項に規定する単位期間の開始日の前日から起算して原則1日前までに申告するものとする。

(調整)

第6 第5の申告・割振り簿を作成した隊員については、防衛装備庁に勤務する隊員の勤務時間及び休暇の細部実施の運用について（装官人第186号。27.10.1）第1第1項の勤務時間割振計画表を作成しないことができる。

(非常勤隊員に対する勤務時間の割振り等に相当する勤務時間の設定)

第7 非常勤隊員のうち期間業務隊員（隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第66号）第12条の2第2項に規定する期間業務隊員をいう。）の勤務時間を定める場合の基準及び手続については、自衛官以外の隊員の規定の例に準じて取り扱うものとする。

(委任規定)

第8 この通知に定めるもののほか、この通知の実施に関して必要な事項は人事官が定める。

別表（第 2 及び第 4 関係）

隊員 区分	1 日の最短 勤務時間数	勤務時間及び日課		休憩 時間	休養日及 び週休日	勤務を割り振ら ない日
		コア タイム	フレキシ ブルタイム			
一般 職員	2 時間	1300 ～ 1500	0500 ～ 2200	おおむね毎 4 時間の連 続する正規 の勤務時間 の後に置く こと。	日 曜 日 及 び土曜日。	申告がある場合 は左記以外に 1 日
育児 介護 等職員						

備考

- 1 一般職員とは、次項に規定する隊員以外の隊員をいう。
- 2 育児介護等職員とは、事務官訓令第 2 条第 1 4 項第 2 号及び自衛官訓令第 9 条第 5 項第 2 号に規定する隊員をいう。
- 3 所属長は、隊務の運営並びに隊員の健康及び福祉を考慮して支障がないと認めるときは、連続する正規の勤務時間が 6 時間 3 0 分を超えることとなる前に休憩時間を置くことができる。